

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2002-515800(P2002-515800A)

【公表日】平成14年5月28日(2002.5.28)

【出願番号】特願平10-534885

【国際特許分類】

**A 6 1 B 17/58 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月21日(2005.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成17年 2月21日

特許庁長官 殿



1. 事件の表示

平成10年 特許願 第534885号

2. 補正をする者

氏 名        マイケルソン    ゲイリー    カーリン

3. 代 理 人

住 所        東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル206区  
              ユアサハラ法律特許事務所

電 話        3270-6641~6646

氏 名        (8970) 弁理士 社 本 一 夫

住 所        同 所

担当者 氏 名 (~~10137~~) 弁理士 竹 内 茂 雄

A137



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

別紙の通り



方 式 査 (査)

(別紙)

## 請求の範囲

1. 骨部分の回復または融合のために同一の骨または異なる骨の骨部分を選択された空間的關係に配列および維持のための骨プレートシステムであって、該骨プレートシステムが、

少なくとも2つの骨部分を橋渡すのに十分な長さを有するプレートを有し、前記プレートは、前記骨部分に対し位置決めされる上側表面および下側表面を有し、前記下側表面は、前記プレートの長手方向の実質部分に沿って凸状に形成され、前記プレートは、プレートを上側表面から下側表面に貫通する複数の骨ネジ受け穴を有し、少なくとも上記複数の骨ネジ受け穴の第1は骨部分の第1に関連づけられ、少なくとも上記複数の骨ネジ受け穴の第2は骨部分の第2に関連づけられ、

前記骨プレートシステムはまた、上記複数の骨ネジ受け穴の少なくとも2つの中に挿入可能な少なくとも2つの骨ネジをプレートにロックする多数のロック部材を含む、骨プレートシステム。

2. 更に凹部を備え、前記ロック部材は、前記凹部内で移動可能に係合可能であり、且つ少なくとも第1位置から第2位置へ移動可能であり、前記ロック部材は、第1位置にあるとき、前記第1、第2の骨ネジ受け穴の各々に少なくとも一つの骨ネジを挿入可能であり、また第2位置に移動したとき、前記第1、第2の骨ネジ受け穴の骨ネジの各々の少なくとも一部に対して支持する、請求項1記載の骨プレートシステム。

3. 前記ロック部材は、前記プレートに永久的に取り付けられる、請求項1記載の骨プレートシステム。

4. 前記ロック部材は、前記骨ネジ受け穴への骨ネジの挿入に先立ち、予め取り付けられる、請求項1記載の骨プレートシステム。

5. 前記ロック部材は、少なくとも3つの骨ネジを固定する、請求項1記載の骨プレートシステム。

6. 前記ロック部材はリベットを有する、請求項1記載の骨プレートシステム。

7. 更に少なくとも一つの分割ゾーンを有し、前記プレートが1を超えた数のセグメントに分割される、請求項1記載の骨プレーティングシステム。

8. 少なくとも1つの前記第1骨ネジ受け穴は、前記プレートの上側表面に円形開口を有し、前記プレートの下側表面に横長の開口を有し、前記横長の開口は、少なくとも一部において前記丸い開口と同心状であり、骨ネジ受け穴に骨ネジが挿入されプレートにロックされたとき、骨ネジが前記プレートに対し、受動的動作が可能である、請求項1記載の骨プレーティングシステム。

9. 骨の成長を容易にする融合促進物質が結合された、請求項1から8のいずれかに記載の骨プレーティングシステム。

10. 前記融合促進物質は、骨、骨形態発生タンパク質、ハイドロキシアパタイト、又はハイドロキシアパタイトトリカルシウム燐酸塩の少なくとも一つを含む、請求項9記載の骨プレーティングシステム。

11. 前記プレートの少なくとも一部が再吸収可能である、請求項1から10のいずれかに記載の骨プレーティングシステム。

12. 骨移植片と結合された、請求項1から11のいずれかに記載の骨プレーティングシステム。